

地域経済循環創造交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクトに係るものに限る。）  
交付要綱

第1条 通則

地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2条 目的

この交付金は、都道府県又は市町村（他の地方公共団体との共同実施を含む。以下「地方公共団体」という。）が、各地域において、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画（以下「マスタープラン」という）の策定に要する経費を交付することにより、地域経済循環を創造することを目的とする。

第3条 交付対象

交付対象は、地方公共団体とする。ただし、他の地方公共団体との共同実施をする場合は、代表となる地方公共団体とする。

第4条 事業内容

地理的特性、人口動態等地域の構造やエネルギー源の特色等の地域特性に応じて、多様なビジネスモデルに対応する観点から、次の各号の諸要素を様々組み合わせて、第2条の目的を踏まえ、各地方公共団体において取り組みたい内容を提案し、マスタープランの策定に要する経費についての助成を行う。

- (1) 需要側の工夫
- (2) 供給側の工夫
- (3) プロジェクト構成の工夫

## 第5条 交付対象経費

交付対象経費は、以下の表に掲げる経費とする。

大分類	中分類	説明
物品費	消耗品費	マスタープラン策定に直接必要な消耗品の購入費
人件費・ 謝金	事務補助者費	マスタープラン策定に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の人件費
	謝金	マスタープラン策定の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の委員等への謝金
旅費	旅費	マスタープラン策定に直接必要となる出張等の旅費
	委員等旅費	マスタープラン策定の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の委員等への旅費
外注費	外注費	マスタープラン策定に直接必要な業務の外注に係る経費
その他	印刷製本費	マスタープラン策定に直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費
	会議費	マスタープラン策定の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の会場の借上料等
	通信運搬費	マスタープラン策定に直接必要な郵便物の発送、電話料金等
	データ・ 権利等使用料	マスタープラン策定に直接必要な特許、ライセンス、データベースの使用料
	その他	上記以外の経費で総務省がマスタープラン策定に直接必要と認める経費

## 第6条 交付限度額

国が地方公共団体に対して交付する交付金の額は、予算の範囲内において、以下の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 交付対象経費（2,000万円を上限とする。）に(2)に定める交付率を乗じて得た額とする。  
ただし、他の地方公共団体との共同実施をする場合は、交付対象経費の上限は原則として4,000万円（これを超える場合も、必要性について十分な理由があれば、交付対象とすることを検討する。）とし、それぞれの団体の費用負担の割合に応じて、交付対象経費を区分し、それぞれの団体ごとに(2)に定める交付率を乗じて得た額を合算した額とする。
- (2) 交付率は、原則として1/2とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分にあっては、それぞれ右欄に掲げる交付率とする。

区 分	交付率
① 財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で申請年度前 3 年度内の各年度に係るもの（年度ごとに小数点第 3 位を四捨五入）を合算した数を 3 で除して得た数（小数点第 3 位を四捨五入）をいう。以下同じ。）が 0.25 以上 0.5 未満の市町村が行う事業（ただし、③に該当するものは除く。）	2/3
② 財政力指数が 0.25 未満の市町村が行う事業（ただし、③に該当するものは除く。）	3/4
③ 新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	10/10

#### 第 7 条 交付申請

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別記様式第 1 号による交付申請書を総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

#### 第 8 条 交付決定

大臣は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、別記様式第 2 号による交付決定書により、地方公共団体に通知するものとする。

2 大臣は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### 第 9 条 申請の取下げ

交付決定通知を受けた地方公共団体は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、交付金の交付の決定の日から起算して 30 日を経過する日までに、別記様式第 3 号による申請取下書を大臣に提出するものとする。

#### 第 10 条 状況報告

地方公共団体は、大臣から要求があった場合は、事業の遂行状況について別記様式第 4 号による遂行状況報告書を提出するものとする。

## 第11条 事業計画変更等の承認

地方公共団体は、次の各号の一に該当するときは、別記様式第5号による変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

① 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付金事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合。

② 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

## 第12条 実績報告

地方公共団体は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

## 第13条 交付金の額の確定

大臣は、交付対象事業に係る成果の報告書等の審査を行い、交付対象事業が交付金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、地方公共団体に別記様式第7号による交付額確定通知書を通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、別記様式第8号による交付金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第14条 交付金の支払

大臣は、前条の規定により交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第9号による交付金請求書を大臣に提出しなければならない。

#### 第15条 交付決定の取消し等

大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 地方公共団体が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 地方公共団体が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
- (3) 地方公共団体が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 交付金事業者が、法令に違反又は交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号及び第5号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る交付金を地方公共団体が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第13条第4項の規定を準用する。

- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

- 6 本条の規定は、事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 第16条 交付金の経理等

地方公共団体は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 第17条 勧告・助言等

- 1 大臣は、地方公共団体に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 2 大臣は、地方公共団体に対し、必要があるときは、交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第18条 その他必要な事項

その他必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月23日から適用する。